

理事の職務権限規程

制定日	2024年6月12日
施行日	2024年7月1日
改定日	—
決裁機関	理事会
管理番号	K028
版	第1版

一般財団法人 南西地域産業活性化センター

目 次

1	目 的	第 1 条
2	法令等の遵守	第 2 条
3	理事の職務権限	第 3 条
	改 廃	第 4 条

理事の職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人南西地域産業活性化センター（以下、「本財団」という。）の理事の職務権限を定め、一般財団法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び本財団が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本財団の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事の職務権限)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長及び専務理事の職務権限は、法令、本財団の定款に掲げるもののほか、別表のとおりとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議による

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

(別表) 理事の職務権限

項目	決裁権者	
	会長	専務理事
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本財団を代表し、その業務を総理 ・ 理事会を招集し、議長としてこれを主宰 ・ 評議員会の招集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長を補佐し、本財団の業務を執行 ・ 会長の事故時等の職務執行
事業計画案及び予算案の作成に関すること	○	
事業報告案及び決算案の作成に関すること	○	
人事及び給与制度の立案及び報告に関すること	○	
重要な使用人以外の者の任用に関すること	○	
規程案の作成に関すること	○	
規程の改廃に関すること(但し、別途改廃権限の定めがある規程は除く)		○
国内外出張(役員、重要な使用人)に関すること	○	
特別な支出に関すること	○	
事業の実施に関すること		○
職員の教育・研修に関すること		○
渉外に関すること		○
福利厚生(役員含む)に関すること		○
外部に対する文書発簡		
特に重要なもの	○	
重要なもの		○
比較的重要なもの		○
一般事務連絡		○